○加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、地域経済の活性化と新たな雇用機会を創出し、人材の地域定着を図るため、加西市で起業・創業をする者に対して、予算の範囲内において補助することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する事業者（個人事業者を含む。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する企業を除く。

ア　発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を中小企業基本法第２条第１項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者以外の会社（以下「大企業」という。）が単独で所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を、複数の大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

(２)　起業・創業　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第２条第28項に規定する行為をいう。

(３)　創業者　産業競争力強化法第２条第29項に規定する者をいう。

(４)　第二創業　事業を営んでいる個人又は法人において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに、日本標準産業分類（令和５年総務省告示第 256 号）の中分類において、当該事業と異なる中分類に属する事業を開始することをいう。

 (補助対象事業)

第3条　加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金(以下「補助金」という。)の対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. 個人及び会社等が市内に主たる事業所をおいて新たに起業・創業又は第二創業する事業
2. 国や県等から同様の事由による補助金等を受けておらず、今後も受ける予定がないもの
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業でないこと。
4. 特定の政治、宗教、思想等に関連した取組が含まれる事業でないこと。

(補助対象者)

第4条　補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

1. 交付事前申込書の提出日において市内に住民登録がある者。ただし、法人の場合は、交付申請書の提出日までに市内において法人を設立している者
2. 市税等の滞納がない者
3. 中小企業者であること。
4. 加西市創業支援事業計画に基づき特定創業支援事業の支援を受けた創業者
5. 営業計画期間が２年以上であること。
6. 商工会議所、商店街組合等の商工団体の会員又は加入を行う者
7. 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

 (補助対象経費及び補助金の額)

第5条　補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（交付事前申込み及び受理決定）

第６条　補助金の交付を受けようとする事業者は、事業開始前に加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金交付事前申込書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

(１)　事業計画書

(２)　収支予算書

(３)　建物の平面図

(４)　事業所の整備に係る経費がある場合には、次に掲げる書類

ア　工事請負見積金額が分かる書類の写し

イ　建築設計が分かる書類の写し（前号を兼ねることができる。）

ウ　改修前の写真

(５)　 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し

(６)　個人の場合は住民票及び履歴書、法人の場合は会社要覧・事業要覧、直近の決算書、定款及び法人全部事項証明書又はその写し

(７)　中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第１項の規定に基づき、国が認定した認定経営革新等支援機関のうち市長が認めた機関による事業計画及び収支予算の策定支援を受けたことが確認できる書類

(８)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込みをした事業者（以下「交付事前申込事業者」という。）に対して加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金交付事前申込受理決定通知書により通知するものとする。

（事業計画の内容変更及び中止）

第７条　前条の規定により受理決定を受けた交付事前申込事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に、当該決定に係る内容を変更又は中止しようとするときは、加西市起業・創業スタートアップ支援事業計画変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　変更事業計画書

(２)　変更収支予算書

(３)　前条第１項第３号から第8号のうち変更があった書類

(４)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定により変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込事業者に対して加西市起業・創業スタートアップ支援事業計画変更等承認通知書により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

第８条　交付事前申込事業者は、営業開始日から起算して１年を経過した日から60日を経過した日又は営業開始日から起算して１年を経過した日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

(１)　事業実績調書

(２)　収支決算書

(３)　支出根拠資料（領収証、明細書の写し等）

(４)　事業実績の概要がわかる資料、写真等

(５)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めたときは、現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　前条の通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金請求書により、市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第10条　市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(２)　交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(３)　事業を開始した日から起算して２年以内に継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助金の交付の対象となった事業以外の用途に供したとき。

(４)　その他市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市起業・創業スタートアップ支援事業補助金返還命令通知書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第13条　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和2年10月１日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和6年4月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前までの交付事前申込事業者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 費目 | 内　　　容 | 限度額 | 補助率 |
|  | 建設費、改修費 | 事業所の建設、改修にかかる経費（外構工事を除く。）設計が必要な場合はその経費 | 150万円 | 補助対象経費の２分の１以内（ただし、市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。） |
| 設備費 | 機械装置及び器具の購入、改良、据付にかかる費用 |
| 上記以外の起業・創業に係る経費 | 専門家経費 | 外部専門家の助言指導等にかかる謝金・旅費、技術コンサルタント、デザイン費用、システム設計、その他事業立ち上げに必要な外注費（調査・分析）等 | 50万円 | 補助対象経費の２分の１以内 |
| 事業費 | パンフレット等の印刷製本費、ホームページ作成等の費用、展示商談会の会場使用料・出展費用等の広告宣伝費事業活動に必要な物品であって備品に属さないもの。ただし当該事業でのみ使用されることが確認できるものに限る。 |

１　1事業に係る補助対象経費の額が10万円に満たない事業は、補助の対象としない。

２　補助対象経費のうち、事業所兼用住宅である場合の事業所部分に係る改修費等は、必要に応じて事業所部分及び住宅部分の面積に案分して算出するものとする。